

土壌汚染の調査及び対策について

東京都内における土壌汚染対策については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）に基づく手続及び土壌汚染対策法に基づく手続があります。

環境確保条例・土壌汚染対策法の手続の契機

1 工場等を廃止するとき

	環境確保条例(第116条)	土壌汚染対策法(第3条)
対象者	有害物質取扱事業者※1	土地所有者等
契機	工場又は指定作業場を廃止したとき	有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき
	工場又は指定作業場の全部又は主要な部分を除却しようとするとき	調査猶予中の土地において、900㎡以上の土地の形質の変更を行うとき

※1 条例に規定する工場又は指定作業場を設置している者で、特定有害物質を取り扱い又は取り扱ったことがあるもの

2 土地の改変等を行うとき

	環境確保条例(第117条)	土壌汚染対策法(第4条)
対象者	土地改変者	第4条第1項の届出(+第4条第2項調査結果)・土地の形質の変更を行う者 第4条第3項の調査・土地所有者等
契機	3000㎡以上の敷地内において土地の改変を行うとき (通常の管理行為・軽易な行為等の規則で定める行為を除く)	土地の一定規模(3000㎡)以上※2の土地の形質の変更を行うとき ※2 敷地面積ではなく、形質変更する部分の面積の合計が3000㎡以上
	法4条1項の届出対象となる行為を行うとき(工場等の土地において900㎡以上の土地の改変を行うとき)	現に有害物質使用特定施設が設置されている工場等の土地において900㎡以上の土地の形質の変更を行うとき

※土地改変≡土地の形質変更

3 自主的に調査を実施し、その結果を報告するとき(任意)

	環境確保条例(第116条の2)	土壌汚染対策法(第14条)
対象者	有害物質取扱事業者	土地所有者等
契機	操業中に自主的に調査を実施したとき	自主的に調査をして汚染が確認されたとき

4 健康被害のおそれがあるとき、地下水汚染が認められるとき

	環境確保条例(第114条、第115条)	土壌汚染対策法(第5条)
対象者	有害物質取扱事業者	土地所有者等
契機	①土壌汚染により、人の健康に係る被害が生じ又は生じるおそれがあるとき ②周辺で地下水汚染が認められるとき※3 ※3 埋立地の一部は適用除外	土壌汚染により健康被害が生じるおそれがあると知事が認めたとき

土地利用の履歴、有害物質の使用・排出の状況を踏まえて、土壌汚染の調査を行う。

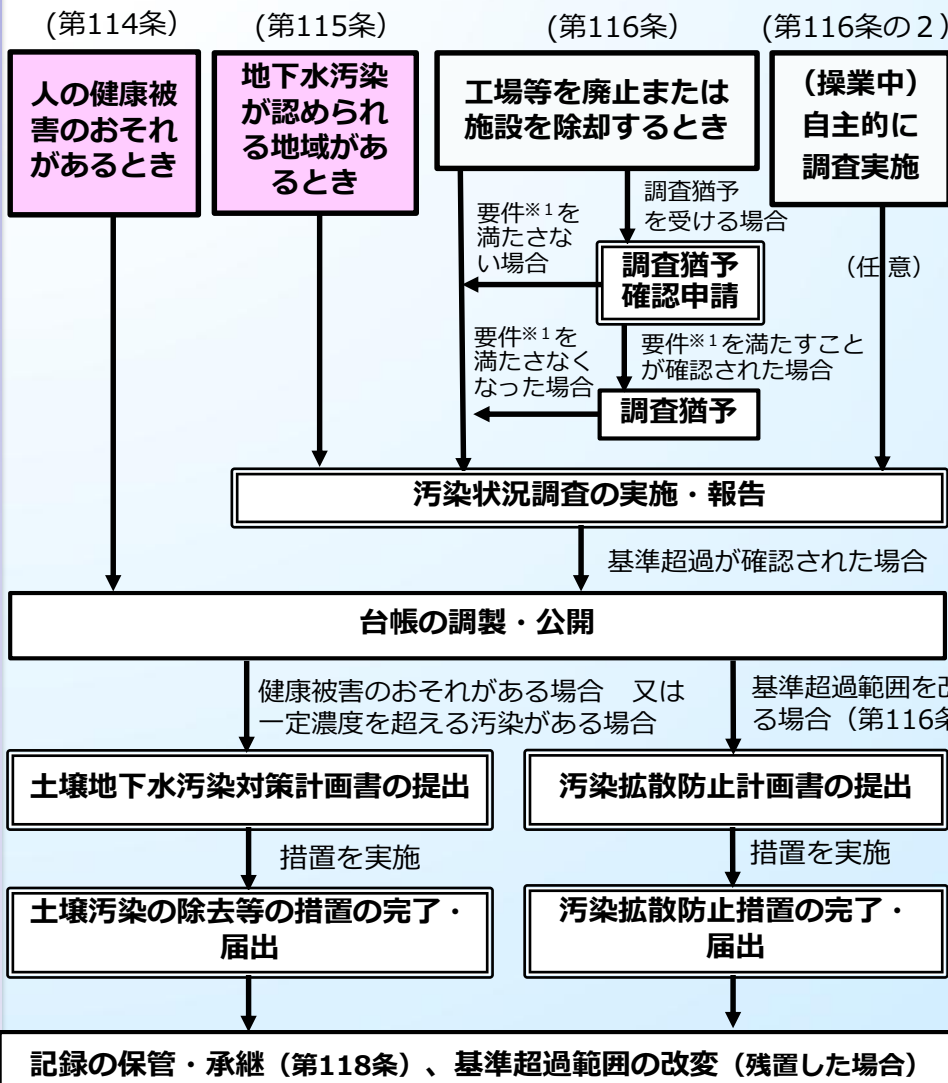
●手続の流れ等は中を御覧ください●

環境確保条例

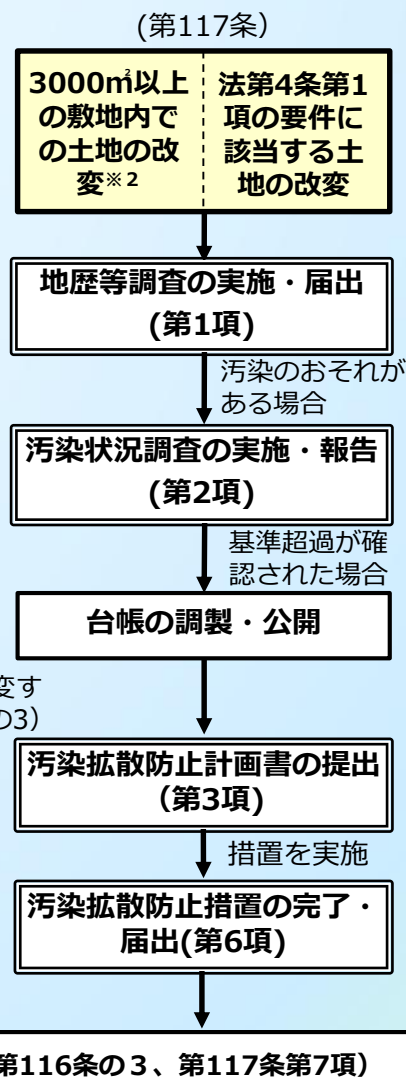
平成13年10月1日施行
改正 平成31年4月1日施行

《手順のフロー》 : 区市又は東京都へ提出する届出書等

有害物質取扱事業者



土地改変者



《第116条第1項猶予の要件※1》

- 次の①かつ②に該当すること（規則第56条第5項）
- ① 次のアからウまでのいずれかに該当（人の健康に係る被害が生ずるおそれがない）
 - ア 引き続き工場等廃止者が事業に使用する土地
 - イ 小規模な事業場で住居と同一又は近接しており、工場等廃止者が引き続き居住する土地
 - ウ 現に事業又は居住に使用されており、舗装等により人が直接接触することがない状況の土地
 - ② 土壌・地下水の採取に当たり、建物の損壊が必要で事業又は居住に著しい支障が生じるとき（当分の間汚染状況調査の実施が困難な状況にある）

《第117条第1項適用除外行為》

（※2の調査契機の場合のみ）

- （規則第57条第2項第1号ただし書）
- 通常の管理行為又は軽易な行為
 - (1) 敷地内の水道管、下水道管等の新設、改修、増設
 - (2) 用水又は排水施設の設置
 - (3) 木竹の植栽、植替え等に伴う掘削
 - (4) 既存道路の補修（新設又は拡幅を伴うものを除く）
 - (5) その他土壌汚染の拡散のおそれなく(1)～(4)に類する行為
 - 改変面積300㎡未満の行為（汚染があることが確実な土地は除く）
 - 非常災害のために必要な応急措置

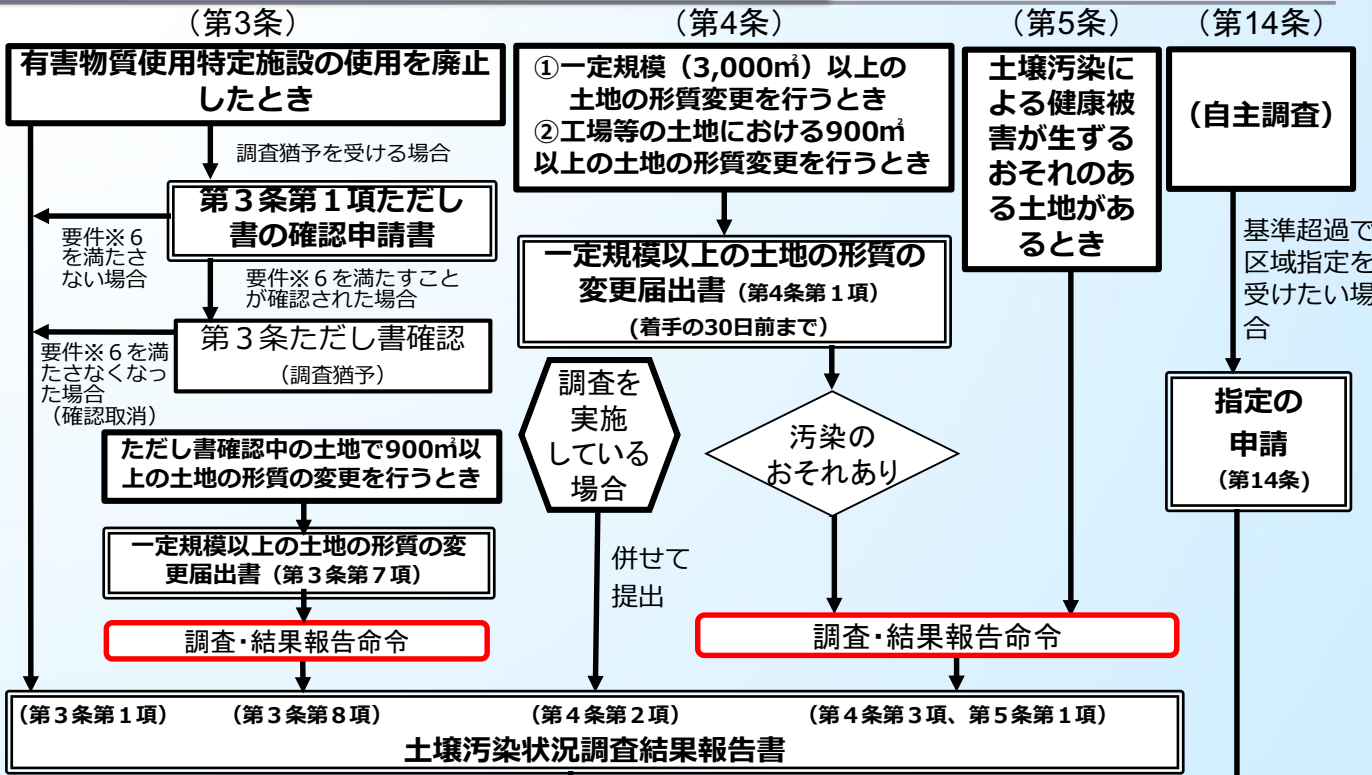
《対策の要件》

- ① 健康被害のおそれがあり※3、指針に基づく措置が講じられていない場合（規則第54条第3項）
 - ※3 溶出量基準超過の汚染土壌があり周辺に飲用井戸等が存在する場合、又は、含有量基準超過の汚染土壌があり人が立ち入れる状態にある場合
- ② 一定濃度を超える汚染※4があり、指針に基づく措置が講じられていない場合（規則第55条の2）※5
 - ※4 第二溶出量基準を超える土壌又は第二地下水基準を超える地下水
 - ※5 埋立地の一部を除く

土壌汚染対策法

平成15年2月15日施行
最終改正 平成31年4月 1日施行

《手続のフロー》 : 東京都へ提出する届出書等



【要措置区域】又は【形質変更時要届出区域】に指定

指定台帳の調製・公開(第15条)

【要措置区域】

- 健康被害が生ずるおそれのある土地
- 汚染除去等計画の提出を知事が指示
- 原則として形質の変更は禁止

汚染除去等計画の提出指示

汚染除去等計画書

(第7条第1項)(着手の30日前まで)

+ 区域外に汚染土壌を搬出する場合

汚染土壌の区域外搬出届出書(第16条第1項)(着手の14日前まで)

一部の措置の完了
↓
工事完了報告書(第7条第9項)

全ての措置の完了
↓
措置完了報告書(第7条第9項)

【形質変更時要届出区域】

- 健康被害の生ずるおそれのない土地
- 区域内で土地の形質を変更(掘削等の工事を実施)する場合にはあらかじめ届出が必要

区域内で工事・対策等を行う場合

区域内における土地の形質の変更届出書

(第12条第1項)(着手の14日前まで)

+ 区域外に汚染土壌を搬出する場合

工事が完了した場合
↓
工事完了報告書

汚染の除去や被覆対策等を実施した場合
↓
措置完了報告書*7

汚染の除去等した場合

【要措置区域】の解除又は【形質変更時要届出区域】へ指定替え

【形質変更時要届出区域】の解除

解除台帳等の調製・公開(第15条)

*7 対策の一部を完了した際は、工事完了報告書を提出

《第3条第1項調査のただし書確認(調査猶予)の要件》(規則第16条)※6

その土地で予定されている利用方法が、次の要件等のいずれかに該当し、土壌汚染により人の健康への影響が生ずるおそれがないと知事が確認した場合
①引き続き工場・事業場の敷地として利用される場合
②職住同居型の小規模な工場・事業場の敷地において、引き続き当該設置者の居住用として利用される場合等

《第3条第7項、第4条第1項適用除外行為》

①土壌を区域外へ搬出すること②土壌の飛散又は流出を伴う形質変更でないこと③形質変更の深さが50cm以上であること、のいずれにも該当しない行為等

《第12条第1項適用除外行為》(規則第50条)

掘削面積10㎡以上：掘削の深さ50cm未満、掘削面積10㎡未満：掘削の深さ3m未満(措置のための構造物に変更を加える行為、汚染土壌の区域間移動、飛び地間移動を伴う場合は対象)

《汚染土壌処理基準(環境確保条例)・指定基準(土壌汚染対策法)》

- ・溶出量基準(単位:mg/L)・・・地下水等の摂取による健康影響の観点
- ・含有量基準(単位:mg/kg)・・・土壌の直接摂取による健康影響の観点

第一種特定有害物質(12種類)		第二種特定有害物質(9種類)			第三種特定有害物質(5種類)	
特定有害物質の種類	溶出量基準(mg/L)	特定有害物質の種類	溶出量基準(mg/L)	含有量基準(mg/kg)	特定有害物質の種類	溶出量基準(mg/L)
トリクロロエチレン	0.01	カドミウム及びその化合物	0.003	45	有機機化合物(ただし、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNIに限る)	不検出
テトラクロロエチレン	0.01	シアン化合物	不検出	50(遊離シアン)		
ジクロロメタン	0.02	鉛及びその化合物	0.01	150		
四塩化炭素	0.002	六価クロム化合物	0.05	250		
1,2-ジクロロエタン	0.004	砒素及びその化合物	0.01	150		
1,1-ジクロロエチレン	0.1	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.0005	15		
1,2-ジクロロエチレン	0.04	セレン及びその化合物	0.01	150		
1,1,1-トリクロロエタン	1	ほう素及びその化合物	1	4000		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	ふっ素及びその化合物	0.8	4000		
1,3-ジクロロプロペン	0.002				※地下水基準・土壌溶出量基準と同じ値になります ※第二溶出量基準・第二地下水基準・土壌溶出量基準・地下水基準の概ね10倍(3倍から30倍)の値をもって定められています	
ベンゼン	0.01					
塩化ビニルモノマー (別名クロロエチレン)	0.002					

《調査・対策の方法》

※土壌汚染の調査や対策の方法等は、「土壌汚染対策法施行規則」「東京都土壌汚染対策指針」に規定されています。
 ※法・条例の土壌調査は、指定調査機関に依頼してください。(指定調査機関一覧は環境省ホームページ参照)

《お問い合わせ先》

東京都の土壌汚染対策法及び環境確保条例に関する一般的な相談・問合せ

土壌汚染対策総合相談窓口(東京都が事業者者に委託し、実施しています)
 TEL:03-5388-3468

《届出窓口》(事前にお電話でご予約下さい)

対象の土地	法令	届出窓口
23区内、島しょ	条例第114条、第115条、第117条 土壌汚染対策法	東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壌地下水汚染対策担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1(都庁第二本庁舎20階北側) TEL:03-5388-3430、3456、3495(区ごとに担当が異なります。) FAX:03-5388-1376
	条例第116条、第116条の2、第116条の3	各区の環境担当 (島しょは、環境局環境改善部化学物質対策課)
多摩地区の市町村 (八王子市、町田市を除く。)	条例第114条、第115条、第117条 土壌汚染対策法	東京都 多摩環境事務所 環境改善課 土壌地下水対策担当 〒190-0022 東京都立川市錦町4-6-3(東京都立川合同庁舎3階) TEL:042-523-3517(直通) FAX:042-522-9511
	条例第116条、116条の2、第116条の3	各市の環境担当 (町村は、多摩環境事務所環境改善課)
八王子市、町田市	条例第115条、第116条、116条の2、第116条の3、 土壌汚染対策法	八王子市、町田市の環境担当
	条例第114条、第117条	東京都 多摩環境事務所 環境改善課 土壌地下水対策担当

東京都環境局の土壌汚染対策HP
 (法・条例の届出様式、届出作成の手引 等)

東京都 土壌汚染対策

検索

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/soil/index.html>

